

# Q

## 評議では何をするのですか？



**A** 裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑を決めていただきます。

裁判員に選ばれると、他の5人の裁判員や3人の裁判官と一緒に刑事裁判の審理に出席し、証人尋問や被告人質問といった証拠調べ手続や、検察官や弁護人の主張を聴く弁論手続に立ち会います。その上で、評議において裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、議論を尽くして、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを定めることとなります。

慎重に  
やらねば...

